

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会
かすがボランティアセンター設置規程

平成 6 年 4 月 1 日制定
平成 12 年 3 月 29 日一部改正
平成 24 年 3 月 29 日一部改正

(目的)

第1条 春日市におけるボランティア活動推進の拠点として、社会福祉法人 春日市社会福祉協議会（以下「社協」という。）に、かすがボランティアセンター（以下「センター」という。）を設置し、市民の自主学習と社会福祉事業への自発的参加を推進援助することにより、市民の社会福祉への理解と関心を深め、もって地域福祉の発展を図ることを目的とする。

(名称および設置場所)

第2条 センターの名称及び設置場所は、次のとおりとする。

- (1) 名称 かすがボランティアセンター
- (2) 住所 春日市昇町3丁目101番地（春日市社会福祉センター内）

(事業)

第3条 センターは、次の事業を行う。

- (1) ボランティア活動に関する調査、研究
- (2) ボランティア活動に関する、啓発
- (3) ボランティア活動に関する研修、育成、援助
- (4) ボランティア活動に関する相談、助言
- (5) ボランティア活動に関する情報資料の収集提供
- (6) ボランティア活動推進のための器材、場の整備および提供
- (7) ボランティア個人、グループ、受け入れ側等の連絡調整
- (8) ボランティア等の登録及び需給調整
- (9) その他センター設置の目的達成に必要な事項

(開設時間)

第4条 センター開設時間は日曜、国民の祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く毎日午前8時30分から午後5時までとする。ただし、会長が必要と認めたときはこれを変更することができる。

(職員及び職責)

第5条 センターに次の職員を置き、会長が任免する。

- (1) ボランティアコーディネーター 2名
- (2) コーディネーター補助員 1名

2 センター職員は上司の命を受け、職務に従事する。

(ボランティアルーム)

第6条 ボランティア活動者の活動拠点としてボランティアルーム（以下「ルーム」という。）を置き、ボランティア活動者が気軽に利用でき、コミュニティの広がりを図れるよう活動

の場を確保する。なお、利用に関する事項は別に定める。

- (1) 設置場所 春日市昇町3丁目101番地（春日市社会福祉センター内）
（委任）

第7条 この規程に定めるものの他、必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程を実施するための必要な事項については細則に定める。
- 2 この規程は、平成 6年 4月 1日から実施する。

附 則

- 1 この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。ただし、第2条第2号及び第6条第1号の規定は、平成12年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。